

平成26年度 第1回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成26年5月14日（水）
午後6時～

場所 函館市総合保健センター
2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 18人

相澤委員, 阿部委員, 池田委員, 小田島委員, 小野田委員, 風間委員, 亀井委員,
岸田委員, 木村委員, 佐藤委員, 高田委員, 中村委員, 原子委員, 三浦委員,
村上委員, 山形委員, 山田委員
(欠席: 数又委員, 豊田委員)

(2) 事務局 6人

岡崎子ども未来部長, 柴田子ども未来部参事, 宿村子ども企画課長,
畠山子育て支援課長, 横川次世代育成課長, 加藤母子保健課長,
富樫子ども企画課主査, 田中次世代育成課主査, 關子ども企画課主事

(3) 傍聴者 6人

2 配付資料

(1) 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(2) 函館市における子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計資料

※訂正票

(3) 人口推計について

(4) 子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)について

(4)別添 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

(5) (仮称)函館市幼保連携型認定こども園審議会条例(案)について

(6) 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

(7) 函館市保育所における保育に関する条例の一部改正(案)について

(8) 子ども・子育て支援新制度施行にかかるスケジュールについて

(9) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

(10) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計表)

(11) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(概要版)

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】

開会宣言

子ども未来部長あいさつ

交代委員紹介(小田島委員)

事務局異動職員紹介

配付資料確認

会長の途中退席およびその後の進行を副会長が行う旨の説明

会議進行を会長に依頼

2 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計資料について

【会長】

まず最初に議事の(1)子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計について, 事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「資料2 函館市における子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計資料」に基づき説明。

【会長】 今、(1)子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計について、事務局から説明がありました。この数字をみると少子高齢化がどんどん進んでいくという現実問題を目の当たりにしている感じがします。質問がある方はいらっしゃいますか。

【三浦委員】 いくつか分からないところがあるものですから。そこから質問をしますが、最初は、14ページの発達相談者数の状況を出して頂いていますけれども、この先、計画の議論をしていく際に、障がいをもった子どもさんというふうなイメージで私見てましてね、この根拠というか実態はどのようなのか、この発達相談者数の状況で単純に障がいをもった子どもさんが函館市内に何人位いらっしゃるのか。種類を問わず、それをイメージできれば、今後子ども・子育て支援計画を考えていく際の対象者の数値のイメージをするのに良い。それがこの14ページの数値とだいたい同じですというのであればいいんですけども、年齢とか症状の違いがまだあって、この説明頂いた資料で全部言いつくしていないとすれば、これから先議論をしていく時に、もうちょっとシビアというか正確につかめればいいなあというふうな感じをもちました。それが1つですね。それから、これは確認ですが、18ページ、幼稚園就園奨励費、ここに載っている生活保護、それから次のとなりで市民税所得割基準額以下、この人がたは、就園奨励費の対象になっているというふうに理解していいんですね。不勉強で申し訳ありませんけれども。

【事務局】 はい、そうです。

【三浦委員】 分かりました。それからですね、20ページの就業者数の推移なんですけれども、この本来の女性の年齢は、その前後の数値を見ていきますと、例えば22ページは、女性の年齢階級別就労率が25歳から載っておりますけれども、そういう意味では、この20ページの就業者数の女性は、25歳からの数でしょうか。とすれば私は今現実論として、法律上と言いますか、15歳を超えると働いている人もいるんで、あるいは子どもさんもっている方もいらっしゃるのかなというふうに、その辺の、もらってないで対象ですね、イメージしながら、我々計画というものを考えていかなければならんと思った時に、この年齢の捉え方がそれに相応しくなっていればいいんですが、もし15歳から24歳までの方が、この女性の例えば就業者数、平成22年の55,870に入っていないとすれば、現実論からいけば、カウントしてみても対象者、その対象者の歳を考える際には、あった方がいいのかなという、これも素朴な質問です。それからですね、そういう意味では、先に進みますと22ページは、今申し上げたように、25歳からになっているということの意味ですね、それ以下の年齢の女性については対象としては、この先議論していく際に考えなくてもいいのかどうか、何となく私はやっぱり子供さんを産み育てている方の年齢のエリアを考えますと、それは、今いらぬんですよ、いずれ議論する場面で満たされればいいかなと思ったんです。それからこれは失礼しました。これでいったん打ち切ります。スケジュール終了ですから。この辺で今わからないので、そのうち本格的に議論する際に何らかの資料を話して頂ければ、なお良いと思いますが、この辺ちょっと

お答え頂ければ有り難いんですけれど。

【事務局】

まず、発達相談者の状況につきましては、障がいに関する相談というふうには限ってなく、これだけで障がい児に直接結びつくような数字にはなっておりません。発育発達の検診時ですとか、その時の母子保健の方に相談が来る部分を寄せられた部分をまとめているもので、障がい児というふうになりますと、また別な形で障がい福祉課にも相談しながら数字をまとめているものがあれば、改めてお示しをしたいと考えております。幼稚園の就園奨励費に関してましては、先程言ったとおり対象となっております。女性の就業者数の推移ですが、17の部分の表と19の表がリンクをしていない状況にありますので、25歳から49歳に限った部分でいくと、ニーズが少なくなっており、前の方の就業者数というのは、年齢に関係なく就業者という形で集計をしているので、そのへんは誤解を招くような表づくりになってしまったことをお詫び申し上げます。三浦委員が言ったとおりこれ以外の部分も統計としてあった方が計画づくりの中で参考になるのではないかという意見もございましたので、改めて調べましてお示しをしたいと考えております。

【会長】

他に質問はございませんか。

【木村委員】

今、幼稚園の就園奨励費のパーセントが出ているんですけれども、市民税の非課税、所得割の非課税という世帯は幼稚園でも通ってますけれども、生活保護世帯というのは、幼稚園には通わせられないというのが現状でありまして、その辺というのは、今までもそうなんですけれども、教育を受ける権利を福祉の方でとっているという部分というのは、これは全国的な数字の中で生活保護の子ども達も幼稚園で教育を受けるという部分があるんですけれども、生活保護を受けた時点で、必ず保育所に行くようにというのが、これは全道的な指導だというふうに思っているんですけれども、この10%というのは、何パーセントしか生活保護世帯は幼稚園には通っていないはずですが、これが一つと、もう一つが、今、25年度の8ページなんですけれども、保育所、または幼稚園と、人数だけ出ていますけれども、例えば平成17年度に認可保育所が何か所あって現在何か所ある。幼稚園は何か所あって今現在何か所あるという数字的なものは捉まえているのかどうか、お伺いしたいと思います。

【事務局】

まず、生活保護世帯の幼稚園の入園の事なんですけど、委員がおっしゃったとおり生活保護の指導の中で基本的には保育園に通うように指導してというのは聞いております。函館市の実態とすれば、そういう中でも、幼稚園に通っている数は限りなく少ないですが、数名の子は幼稚園に通っているという実態は今でもございます。保育所と幼稚園の利用の状況と、それに関してその年の数字と施設数、定員数などもあればいいと思いますが、今日の時点でお示しをできませんので、次回にでも詳細を改めてまとめたものをお示ししたいと思います。

【会長】

次回にということで。他にございますか。

【阿部委員】

細かいことかも知れませんが、19ページ16番、ファミリー・サポート・センターの活動状況の推移という欄があるんですけれども、平成12年度は、全体で2,494、そのうちの360位はその他ということで括っていいと思うんですけれども、平成24年度では、このファミリー・サポート・

センターの存在がだんだん皆さんの耳に周知されてきたということで相談件数もかなり増えていますけれども、その他で括っているのが2,138件もあるんですよ、それ以前にも(1)～(20)で、かなり細かく細分されておりますので、この中に入らないその他というのは、どのような数なんだろうかというのが一点と、それからやはり平成12年、17年、22年、23年、24年と、年を追って傾向を見るためには、活動内容という項目を変えない方が比べやすいということもあるんですけども、いつの日か、このあまりに多すぎているその他のところも細分化をしなければならなくなるんじゃないのかと、とりあえず今日は、この2,138の主だった項目を内容を教えていただきたいと思います。

【事務局】

この活動内容の分類の仕方を市として補助をもらっている関係もありまして、国、道に報告をする様式をそのまま使わせて頂いております。その他の上記以外の活動内容につきましては、主なものは、子どもの習い事の時の送迎などの援助、親御さんがPTA活動に行く時ですとか、保護者のリフレッシュのため、あとは保護者の出産に関する援助、その家庭の他の子どもの病気の際の援助ですとか、そういうものがあげられます。

【会長】

他にございますか。

【三浦委員】

これは、先の話ですけど、ページでいきますと8ページの差し替えて頂いていますが、学齢以前の児童数、保育所幼稚園の入所入園児童数、結局保育園幼稚園に通っている子どもさん、6,827ですね、子どもさんそのものが0歳から5歳までが10,647ですが、単純に引きますと、3,820ですね。この子どもさん方は家にいるのかなと思うんですよ、これは今後子ども・子育て支援事業計画をつめていく際に、その子どもさんがどうするかという大事な大きな、そういう意味では、保育所・幼稚園に通っている子どもさんの数というのは、ある意味では、この先今日も予定の条例案が出まして、いいんですけども、それ以外の市独自の函館市の要するに実態をにらんでの子ども・子育て支援施策をどうすべきかと言うときに、これを今言った引いた3,820なる子どもさん、それからその母親、家族ですね、その福祉が極めて重要であると思います。そのデータは、なかなか難しいと思うんですけどね。すでに子育て支援隊などの、ある意味ではそういうところに手を伸ばすものを市では考えておられるわけです。そんな手法を入れて、どっちかという、フォーマルでなくてインフォーマルのサービスだろうと思うんですけど、そういう事も含めて、今後我々の計画の中で大事な対象になるかと思うんです。今、私は答えを求めるのではなくて、今後そこをどうおさえて、子ども・子育て支援法では、地域の実態、一つには地域の実情を踏まえて計画を作りなさいと言っているわけです。責任を任せられているとも言えるわけです。そういう意味で今後その辺について、やっぱり我々は的確な対応をするというのが、この委員会の大きな任務かなと思っておりまして、これから先に向けて解決できるかどうか分かりませんが、大事な施策の一つになるかなと、要するに今日これから条例が出てくる施設型給付、それから地域型保育給付、条例にならないけれども、地域子ども・子育て支援事業ですね。その3つの言った中にもまだ入っていないのかなという気もしますがそれも含めて、要するに公的な施策でない地域ならではの施策というのを我々がいずれこの会議の中で真剣

に議論をして住民のニーズに答えなければダメだと私は思いますから、今後の課題という意味で、今答えを求めるのではなくて、今後、何回か計画、委員会をもっていく中で、必ず対象として我々目を向けて議論すべきものであろうということで申し上げておきたいと思います。以上です。

【事務局】

一応、差し引いた子どもさんが利用していないというのには、当然、保育所幼稚園に関して言いますと、年齢が上がるごとに入所率というか利用率は高まっていっていますので、3歳未満児に関しては、基本的には保育園の利用になるものですから、働いていないお母さんに関しては自宅で子育てをしているという実態にあると思います。三浦委員のおっしゃった部分で言いますと各歳別の利用状況が分かるようなものがあれば、またその辺も見えてくるのかなと思いますので、改めてお示しをしたいと思います。

【相澤委員】

2ページの人口の推移のところ質問なんですが、この会議の目的は、やはり日本全国もそうなんですが、人口の減少に歯止めをかけるというところで、子育て時代をどうサポートするかという話し合いをされていると思うんですが、生産人口を見ると、平成25年から26年は、4,500人位減っているんですよ、高齢人口が増えているから全体で300,000で収まっているということで、ものすごい数での生産年齢の人口が減っていると、その原因について、やはりこの委員会として、だからどうするかというところは、私たちの話をするところではないと思うんですが、その方向性を指摘する明らかにする必要があると思うんですよ。というのは、生産年齢が減っているから雇用数が減って、全体として人数が減っているのか、それとも函館市の産業構造自体が縮小してきて、それで雇用数が減るから、この生産の年齢の人口層が流出しているのか、このところをしっかりと歯止めをかけるような施策を函館市が行っていかなければ結局は母体になるところが減っていけば出生数も減っていくということで、歯止めがかからない状況になるということになると思うんですよ。なので子育ての大変さということに対しての対策を立てるだけではなく、産業構造的に函館市はどうなのかというようなところを、傾向、分析し、それを指摘するという必要もあるかと思うのですが、現段階でその因果関係が分かっているところがあれば教えていただきたい。

【事務局】

はい、相澤委員おっしゃるとおりで、先程、報道発表があった女性人口が減っていくという部分も同じようなところもあると思いますが、基本的には若い人達の働く場がないということが一般的に言われていることでございまして、そういう部分では、若い世代がどんどん都市部、特に大都市の部分に流失をしているという状況が全国的にあるという考えではあります。今後計画を策定する中で、さらに分析をしながら施策を考える際に、その辺もどうやって、この子育て支援施策だけで止まるとは思いませんが、雇用環境や経済問題、そういうものをすべてトータルに考えながら人口減少というものの対策をとっていく必要がありますので、その部分で我々は子育て支援施策に軸足を置きながら、他のものも併せて考えながら進めていくということになると思いますので、その辺は計画等の案をお示しする段階で、さらに分析したものもお示しできればと考えております。

(2) 人口推計について

【会長】 次に(2)人口推計について、事務局から説明願います。

【事務局】 「資料3人口推計について」に基づき説明。

【会長】 今の事務局の説明に質問がある方はございますか。

(質問なし)

これから副会長の原子先生に進行をお願いしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

(会長退席)

(3) 子ども・子育て支援新制度関連条例(案)について

【副会長】 それでは、池田会長から引き継ぎましたので、続けて(3)子ども・子育て支援新制度関連条例(案)について事務局から説明願います。

【事務局】 「資料4子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)について、資料4別添 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、資料5(仮称)函館市幼保連携型認定こども園審議会条例(案)について、資料6函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、資料7函館市保育所における保育に関する条例の一部改正(案)について」に基づき説明。

【副会長】 どうもありがとうございました。新制度に関わる大きな4つの条例について、その基準についてと、それから資料5, 6, 7それぞれの条例についてのものが出ておりました。まず資料4, それから資料4別添について何かご質問のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

【相澤委員】 認定こども園・地域型保育事業の運営基準の中で職員の配置数の定数なんですけれども、障がいを持った子どもが入所入園した場合には、加配が当然必要になると思うんですが、そういった部分についての基準が私が見たところでは書かれていないように思ったんですが、そこら辺はどうなっているのか教えて下さい。

【事務局】 障がい等の認定を受けたお子さんの入所についての基準については、現行でもないんですけれども、実は公定価格といいまして、給付金を支払う、いわゆる市がお支払いをする中での給付基準として単価等に盛り込まれる予定との情報でございますので、最低基準上は、現行どおり設備運営基準の中では盛り込まないということでございます。

【相澤委員】 今も最低基準的なものは、あるということですね。何歳の時に何人に対して加配が何人とかというのがないと、それを現状は下回らない形でいくと考えていると。

【事務局】 実際、今、障がい児保育での何人に対して何人というのはないです。例えば障がい児の数に応じて、市が別に給付をしているということはありません。国上は、現在、一般財源化されたということで、いわゆる保育単価の委託料の中に入れていません。それがこの度、新制度になるとそういった部分が保育単価、いわゆる委託料の中に入れていくということです。

【相澤委員】 今、いろいろ説明あった部分については、すべてが国準拠ということで、それが根拠になっていますと、残念ながら国準拠を上まわるものが盛り込まれていないというのは、ちょっと残念だと感じたんですが、それでも国準拠ということで、こういうふうに設定されていると、ただし、障がいを持った子どもが入園また入所された時の基準についても、これも障がいの重度とそれと人数、それに対してどれだけが人的配置がいるのかというのが、きっちり根拠をもって基準として事前に市民に示す必要があると思うんですよ。ですので、ぜひこの委員会の中でも公布される前にきっちりした基準を示していくべきだというふうに考えますのでよろしくをお願いします。

【事務局】 最低基準とすれば、国どおりで今考えているんですけども、障がい児の加算について、市で独自に補助金という形で出している部分もありますので、公定価格の仮単価が今月に発表との国の情報です。仮単価が出たあと、実際に国がどれ位出すのかというのは、27年度、28年度の運営費につきましては、予算編成の過程で決まっていくということもありますので、市とすれば9月の最低基準では、一応府省令どおりで、ご意見伺った中で設定していく。リミットは、幼稚園の募集が通常10月ですので、その前に基準の制定をしていかないと間に合わないという状況ですので、障がい児加算と別途で、市の今行っている給付も含めて国でどれ位出るのか、市でどれ位出るのかというのは、予算編成の中で一応検討させていただきたいと考えております。

【相澤委員】 予算がいるというのは分かるんですけども、国で出すものに対して、これ以上上げろというのは、地方から全部言っても国は答えてくれないと思うんです。その時に国が不足分どれだけ分担するのかというのは、市の裁量じゃないですか。なので現状義務制でも特別支援学級に入る子どもが増えているんですよ。そこには教職員もつきますし、何人に何人という形で、それから支援員もつきますし、それが3歳以下の子どもだったり、1歳未満の子どもだったりした場合に義務制の基準よりも下回るような基準は、絶対ありえないじゃないですか。そういった部分も含めて、私は委員として、もし国から出る給付金が足りなければ、それを補うだけの予算措置を市としては、やってもらうような要求をするべきだというふうに考えますのでよろしくをお願いします。

【事務局】 わかりました。ありがとうございます。

【副会長】 よろしくお願いたします。その他に。

【山形委員】 今現在、小学生と幼稚園の子どもを持つ母なんですが、5ページの旧幼保連携型認定子ども園というのがありますよね。これというのは、今現在子ども園となっている幼稚園が、これからということの話ですか。

【事務局】 そうです。もし27年施行になるのであれば、その時点で、みなしの認定幼保連携型認定子ども園という取り扱いになります。

【山形委員】 その中で、実際今現在なんですが、家の娘が通う幼稚園ではないんですけども、実際3歳以上の短時間と書いていますが、午前から午後まで給食を食べて帰る間の3歳以上の1クラスなんですが、だいたい35

人に1人という、要するに先生が1人ということですよ。これは実際、国の基準では、35人に1人という、だいたい見ると基準が多いじゃないですか、3歳、4歳、5歳、でも実際行っている母親から見ると、例えば、帰って来たらおしっこがたれていただとか、そのままバスに乗せられ、お家に帰って来て臭いままだった。子どもが言いだせなかった。忙しい先生を見て言い出せなかった。そのような子どもとかが実際今現在いるんですよ。そういう中で、いろんな幼稚園があるとは思いますが、考え方もあると思うんですが、国の基準と言ってしまうと、やっぱり中々踏み出せない部分ってあると思うんですが、先生も1人が、ベテランで1人だったらいいですけど、幼稚園で1年2年しか働いてない先生が35人1人で見れるのかって言ったら絶対見れないんですよ。子どもを2人お母さんが1人で育てるだけでも大変ですし、なのでこの辺が私も実際通っている幼稚園ではないんですけど、話しがいろんなところから聞いてお母さん達が今動きだしているんですよ、実際。なのでもう少し1クラスあたりこの30人に1人というのは、ちょっとおかしいなあというのが実際感じます。こども園になってからでも、こども園で働いているお母さんのお子さんを預かってますよね。その中で、幼稚園も子どもの人数が欲しいので、こども園の子どもがそのまま幼稚園に流れていく。そうなるとその幼稚園に入れたいお母さんも入れられなくなって、定員オーバー、漏れて「どうしたらいいんだろう」というお母さんが結構話が多いですね。共通する点はこども園が出来たからなんですよ。なので、ちょっと私もこども園に対して、まだまだ分からないところも勿論ありますし、お母さん達も不安に思っていることが実際あるんじゃないかな。利用する側が良いから作るのではなくて、実際のこの声をもう少し考えるべきなんじゃないかなと思います。

【事務局】

それらを踏まえて検討させていただきたいと思います。

【三浦委員】

前にお二人発言したのと、だいたい変らないですけども、これ、今日決めるわけじゃないでしょ、これを決めるといったら大変ですよ。これ全部国基準と同様ですよ、ほぼそう言ってもいいでしょう。相澤委員もおっしゃいましたけれども、それはそれでいくとした場合にも、何故国基準と同様なのか、函館の実態はどうかということをきちんと抑えた上で国基準と同様というふうに言いませんと、まさに相澤委員もおっしゃるけれども、我々委員会の責任は大きいですよ。今日18ページまで一気だから、ちょっと能力的に、他の委員さんは良いかも知れませんが無理ですよ。もっとポイントを絞って、そして議論してもらおうという、そういうことを一回まな板に乗せてやらないと、大きいことも細かいことも、非常に事務局に大変ご苦労かけまして申しわけないですけども、ポイントを絞って分かるような形で、ぜひ議論をする場を設けて頂ければ有り難いなということ。あと中身の説明は正直言ってまだ、今私ところどころ見ただけですから、いい加減なこと言えませんので、問題は議会、条例ですから議会でしょ、その時に国と基準、何故、国はどういうふうに考えたのか、函館市はどう考えたのか、そこがある程度通じるから函館市も国の基準ですと言えますけれども、それではなければ議会に提案してね、きちんと説明が付きにくい。委員会でOKと言いましたからって言ったって、そこは根っこは我々の納得ですよ。そこが大事ですから、この次か、またね、それと申し上げたいのは計画

全貌と言いますかね、私、1回目の会議の時に、次世代育成支援計画の体系図が出ていますでしょ、今度作る計画の体系というのが、どんな仕組み骨組みになるのか、家を建てるとすれば土台がこうで、だいたい骨格だけでこんな風になるんですということ、大きく示した上で、今日はそういう意味では、そのうちの特定の部屋、例えばいきなり応接間の床の間までつくってしまったような感じの議論をした。そう言ったら怒られますけどね。やっぱり我々委員、それぞれ保育なり幼稚園なりのお仕事をされている方は分かると思うんですけども、普段してない人は、実際子どもさんを育てておられる方は切実な問題ですけども、もう終わったような人間は分かりませんよね。だけど理解してもらわなければならぬわけですよ。そうすると、やっぱり分かりやすく、そして堂々と市民の皆さんに我々が説明できるような、納得をして委員会を通さないとはいけません。そこは、そういう意味で、一気に壁貼るところまで全部1日でやるのはいいけれど無理ですよ。ちゃんと大事なことです。土台は土台で一回通して、そして基本的なものの考え方をみんなで理解して納得して、次にもう一回かけるとか、だんだんきめ細かくぬっていくというふうにしませんと、今日はそういう意味では、だいたい設計図を示しただけ、設計図も特定の部屋の設計図だけであつたのかなと、そういう意味でちょっと余談になりますけれども、施設型給付、地域型保育給付、それから条例化に直接ぶつかってこない地域子ども・子育て支援事業13本、13本の中の今日は、放課後児童クラブだけは条例が必要だというお話ですよ。そこも何故か放課後児童健全育成事業の13本のうちの1本が条例通しちゃってますよね。他の従来からある、あるいは新しく出来る認定こども園も含めて、それから地域型保育給付4本も含めて、これはある程度分かるんですけども、この13本の中の放課後児童健全育成事業だけは条例でなければダメという、そこも説明いただければ、あとは条例いらなくていきなり計画なんです、そういう意味では、そこだけ確認とこれから進め方をぜひ「函館の基準はこうだ」という朗朗と説明できるようなそういう形にぜひ組みたてをしていきたいなと思います。お願いします。

【副会長】 ありがとうございます。時間も押してきておりますけれども、今の方向性に関してのことがでておりますので事務局の方お願いいたします。

【事務局】 まず、放課後児童育成健全育成事業については、国での理由づけの発表はないんですけども、子どもが長期間にわたって過ごす場所という意味から施設としての重要性に鑑みてこういった規程が盛り込まれたものと考えております。実は、次の当会議でまた基準についてご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

【副会長】 それでは他に。

【高田委員】 時間ないですよ、次はいつですか。

【事務局】 次は、6月5日に予定しております。

【高田委員】 すみません。時間なくてあれなんですけれど、本当正直言って放課後児童支援員にびっくりしてしまっているんです。仕事の中身からすると、学校教育支援員と違ってありますけれど、全然質が違うので、なんで支援員なんだろうと思っていて、これはやっぱりこのままには行かないん

だろうなあというふうに思ったりしているので、次回それでは、その他まだあるんですけど、述べさせていただきます。

【事務局】

いろいろご意見をいただきました。次世代の計画につきましては、今度、国の方の行動の策定指針も出てきますので、そういったものも私ども受け止めながら新しい計画の骨組みといいますか、柱立てを考えていくということになります。それから大変ボリュームのある基準をちょっと一方的な説明で分かりにくいところもあったかと思えますけれども、6月5日の段階でもう一度議論をする時間をとりたいなと思っております。なかなか私どももかなり厳しいタイトなスケジュールの中でやってまして、国が情報出たらそれを咀嚼しながらこういうふうにとまとめていくという作業をやっているものですから、その拙速なものをここにお持ちをしたということで、みなさま方には大変ある意味分かりづらさとか、そういったところがあったかなと、その点については申しわけないというふうに思います。できるだけ分かりやすく説明していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

【副会長】

次回の会議までに皆さん今日の資料を読み込んでいただくということで、またもう一度議論をということでよろしいですか。資料の5, 6, 7に関しまして何かございますか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。資料の5, 6, 7についてですが。条例(案)の部分ですね。仮称の函館市幼保連携型認定こども園審議会条例(案)ですね。無いようですので、よろしいですね。

(質問なし)

(4) 子ども・子育て支援新制度施行にかかるスケジュールについて

【副会長】

それでは、(4) 今後のスケジュールについて、事務局からご説明お願いします。

【事務局】

「資料8 子ども・子育て支援新制度施行にかかるスケジュールについて、資料9 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書、資料10 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(基本集計表)、資料11 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(概要版)」に基づき説明。

【副会長】

平成27年度の事業実施に向けてということのスケジュール非常にタイトになっておりますけれども、何かご質問等はございませんでしょうか。

【相澤委員】

今日配っていただいたこの3冊の報告書、この取り扱いについてですが、さきほど三浦さんもおっしゃっていたように、条例だとか事業計画を函館市と作ると、国の準拠だけでなく、函館市としての根拠が必要だと、私はこのニーズ調査が根拠になると思うんですよ。前回の時もお願したんですが、このニーズ調査をまとめる時にどれが一番多かったかなという表を言葉に直すだけでなく、その結果からの市としてのコメントというか評価を載せるべきだと私は前回お願いしたつもりだったんですが、それがパラパラとめくったところでは、具体的にはないように思うんですね、従って事業計画を今後取りまとめていく際に、このニーズ調査のどこら辺が根拠となって取りまとめが行われたのかというあ

たりを事業計画がつくられたのかというのが繋がるような形での提案ということをご希望したいと思います。

【副会長】 事務局よろしいでしょうか。

【事務局】 分かりました。

【副会長】 よろしくお願ひいたします。他に何かご質問等はございませんか。

【岸田委員】 幼稚園サイドとしまして、意向を決めていかなければいけないんですけれども、今お話の中では9月ですか。9月までに決定しなければいけないんですよね。

【事務局】 基準の条例につきましては、9月の議会にお諮りしたいと考えております。

【岸田委員】 今、既存の幼稚園が認定こども園になるか、そのまま幼稚園で残るのか、施設型給付を受ける幼稚園になるのか、それを決めるにも、あまりにも選びようがないような、具体的な話が何も無いように思われるんですけれども、その辺をもう少し、いつの子ども・子育て会議で議論されるのでしょうか。

【事務局】 教育・保育の提供の必要量ですね。それから提供の確保につきましては、第3回、第4回で報告、議論、ご意見で考えていただきたいと考えております。ただ現状でどれ位の提供をしているのかというのは、次の第2回でお示ししたいと思っております。

【岸田委員】 国が定めます公定価格を見て、函館市がいろんな給付額を決めるんですよね。それはいつ、それが無いと、とてもじゃないけれど日にちを決められないと思います。

【事務局】 公定価格の仮単価につきましては、5月中に国がお示しをするということでございますので、それをもって市として分かりやすく説明をしたいと考えております。

【岸田委員】 そういうような事が、この子ども・子育て会議で議論されなければいけない、審議してもらわなければいけないことがいっぱいあると思いますので、皆さんよろしくお願ひいたします。以上です。

【副会長】 ありがとうございます。その他スケジュールに関わるところでご質問はございませんか。

(質問なし)
次に進めます。

(5) 次回日程について

【副会長】 5番目になります。次回日程について、先程言っておりました6月5日木曜日、午後6時ですか。

【事務局】 木曜日午後6時から、本日と同じ会場で予定しておりますので、よろしくお願ひします。

【副会長】 はい、再度、6月5日木曜日の6時です。時間間違えないように、皆様メモされてます。よろしくお願ひします。

(6) その他

【副会長】 (6) その他ですが、事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局】 第3回の本会議につきましても、7月31日木曜日午後6時、同じく当会場にて予定しておりますので、よろしく申し上げます。

【副会長】 第3回目の日時がございました。7月31日木曜日、時間は6時ということで、場所は同じということです。委員のみなさま、よろしく願いいたします。

3 閉会

【副会長】 以上をもちまして、第1回子ども・子育て会議を終了いたします。大変長い間お疲れ様でした。ありがとうございました。